

予防・疾病管理（フランス）

① フランスの予防・健康づくりの指針

エヴァン法「たばこ及びアルコール対策に関する法律」

1991年に制定された法律。アルコールとタバコの政策法。
1976年に制定された**ヴェイユ法「たばこ対策に関する法律」**を、
より強化してつくられた法律。ヴェイユ法は一般的なたばこ規制
の立法として最初のもの。

タバコについては場所や広告、包装に関する規制等

アルコールについては販売、広告に関する規制等が行われている

喫煙対策

・場所規制

公共の場の屋内での喫煙は全面禁止。それに対して罰金制度が設けられている。

2007年⇒公共施設、企業、病院、公共交通機関、学校等で禁煙

2008年⇒カフェ、レストラン、カジノ等で禁煙

・広告、パッケージ規制

タバコの広告、スポンサーの全面禁止。

2017年から全ての銘柄のパッケージのデザイン統一。タバコの影響による疾患の患部等の写真と警告文が掲載。個人銘柄のロゴ掲載は禁止。

アルコール対策

- **販売規制**

自動販売機による販売、競技場や運動施設等でのアルコール飲料の販売を禁止。

- **広告規制**

テレビや映画館、青少年向けの出版物において広告は禁止。

また、※アルコール乱用が健康に危険な影響をもたらすというメッセージを全ての広告に含むことが義務付けられている。

違反には 75,000 ユーロ以下の罰金又は当該違反行為に費やされた費用の 50%の罰金が科される。

※アルコール乱用

(家庭や社会生活上、著明な障害や苦痛を引き起こす飲酒の仕方で、かつアルコール依存症ではないこと。)

かかりつけ医を対象とした成果報酬（ROSP）

ROSP:指標ごとに設定された目標の達成度合いに応じて報酬が支払われる仕組み。
全29指標からなり、①慢性疾患の継続的管理（8指標）、②予防（12指標）および
③効率性の向上（9指標）の三つのテーマに分かれている。
1ポイントは7ユーロとして報酬額が計算される。

テーマ	サブテーマ	指標	達成目標	ポイント
慢性疾患の継続的管理	糖尿病	2年間に眼底・網膜造影の検査あるいは診察を受けた糖尿病患者の割合	77%以上	30
予防	インフルエンザ	季節性インフルエンザのワクチンを接種した65歳以上の患者の割合	75%以上	20
	がん検診	乳がん検診を受けた50～74歳の患者（女性）の割合	80%以上	40

② フランスの健診・検診制度

- ・健診：Health Check（健康状態の確認）
- ・検診：Screening（疾病の早期発見）

・フランスの健康診断

- ・フランスではセキュリテ・ソシアル（SS）という社会保険を通じて年に1回無料で健康診断を受ける事ができる。
- ・内容としては身長、体重、心電図、歯科検診、血液検査、尿検査、婦人科検診であり、2年おきに目と耳の検査を行っている。
- ・また健康診断の最後に主治医からの説明を受け、より専門的な検査を受けることもできる。

- ヘルスケアシステム

- フランスの保健省は保健全体の計画と政策に関するガイダンスを監督しているが地域は地域の保健機関（ARS）を通じた医療提供において重要な役割を担っている。
- ARSは、国の医療費の目標を尊重しつつ、外来および病院のケアと医療および社会的ケアサービス間の調整を改善することにより医療提供が国民のニーズを満たすことを保障する責任がある。

- 現在の法律、規制のフレームワーク

- 2007年の全国公衆衛生計画では、慢性疾患を持つ人々の日常生活の質の向上に焦点を当て、慢性疾患の患者のケアに取り組んでいる。
- 慢性疾患管理の枠組みに加えて、ゲートキーピングシステムや専門家ケアへのアクセスのための紹介システムなどが導入された。

・慢性疾患管理へのアプローチ

・高齢者のための専門的ケア

- ・ 高齢者介護の調整（COPA）には、プライマリケア医の役割の強化、ケースマネージャーの使用、および高齢者に紹介して患者を診察することによるプライマリケアと専門医療の統合などが行われている。
- ・ COPAが採用する主な機能として自己管理サポート、意思決定支援、および臨床システムなどの要素が含まれている。

・地域医療のネットワーク

- ・ 地域レベルでがんの管理における関連するすべてのアクターとケアのレベルを調整し、すべての地域にわたるケアの質と公平性を保障するためのネットワークが開発されている。

③ フランスの疾病管理の事例

治療的患者教育プログラム

- ・ プログラムの実施を希望する医療機関が主体となって行う。
- ・ 医師から、慢性疾患を有する患者等に対して、プログラムの提案が行われ、患者の同意の下に実施される。プログラムの終了後は、患者の習得した知識やスキルを評価し、必要に応じてフォローアップが検討される。4年間実施する。
- ・ プログラム内容に応じて、患者1人当たり200ユーロ~250ユーロが支給される。

ソフィアサービス

- ・公的医療保険の保険者が主体となって、主にぜんそくと糖尿病の患者を対象に行う
- ・対象者に対して保険者からサービス登録のための手紙が送付される。希望者は無料でサービスを受けることができる。

サービス内容

- ・健康情報に関するパンフレットの送付
- ・患者起点での看護師との電話カウンセリング
- ・オンラインコーチングサイトによる看護師への相談

④ フランスの予防・疾病管理に関する考察

- フランスにおいて、疾病管理や予防の中心的な役割を担っているのはかかりつけ医であるため、フランスの疾病予防管理の推進者はいかかりつけ医と言えるであろう。
- フランスの健康診断はセキュリテ・ソシアルという社会保険を通じて年に1回無料で検診することができる。また、その後より専門的な検査を要求することも可能である。
- かかりつけ医がゲートキーパーとしての役割を担っている点は特徴的であると言える。
- フランスの現在の健康維持計画として挙げられる視点は以下の3点である。
 - (1) 予防と患者教育の強化
 - (2) タスクの転送（医師と看護師間のタスク共有の再定義）
 - (3) 新しい配信方法と報酬の概念、開発と実施

- 参考文献

- Assessing Chronic Disease Management in European Health System

<https://www.ncbi.nlm.nih.gov/books/NBK458742/>

- CLAIR Paris

<https://clairparis.org/ja/>

- OECD Stats

<https://stats.oecd.org>

- MANAGING CHRONIC CONDITIOS

<https://apps.who.int/iris/rest/bitstreams/1278369/retrieve>